

論点整理・各論

～経済再生と財政健全化を両立する計画の策定に向けて～

平成 27 年 5 月 19 日

伊藤 元重

榊原 定征

高橋 進

新浪 剛史

1. 主要分野ごとの歳出改革の基本的考え方と重点課題**<社会保障>****【基本的な考え方】**

高齢化の進展により、社会保障給付が引き続き増加する中、税・社会保険料を通じた勤労層への追加的な負担増は、好循環拡大の阻害要因となる。経済再生と財政健全化の二兎を得るためには、強い危機感を持って社会保障制度を改革する必要がある。共助と公助を適切に組み合わせつつ自助・自立を重視するとの考え方の下、経済社会の実勢に即したナショナル・ミニマムの実現、要支援者への支援の重点化、人口・経済社会の変化に合わせた給付と負担の間の歪みの是正を推進し、税・社会保険料の追加的な負担増を極力回避する。以下の二点を基本視点として、集中改革期間において制度改革等を強力に進める。ただし、医療費の地域間格差の是正などできることは 2015 年度からただちに取り組む。

- ・ 第一に、企業等が医療機関、保険者、国・自治体等と連携の下、医療、介護、子育て等への参画を拡大し、公的給付の重点化・効率化と新サービスの創造・拡大等を通じた経済成長を同時に実現する（公的分野の産業化）。

- ・ 第二に、社会保障制度の関係者それぞれが、ムダのない効率的なサービス給付を自ら実現するための制度改革に取り組み、国民負担の増加の抑制とサービスの質の改善を実現する(インセンティブ改革)。

集中改革期間(2016～2018 年度)、本計画期間(～2020 年度)、2025 年度まで、さらには、それ以降に分けて、それぞれ実行すべき政策を明確にする。

【改革の基本方針】

(1) 社会保障サービスの産業化促進

- ・ 医療、介護、保育等の社会保障サービス分野並びに健康増進、疾病予防等に関する分野への多様な民間事業者の参入、医療機関、介護事業者等との連携を促し、社会保障サービスの質と効率の向上、高付加価値な新サービスの創出、国民負担の軽減、これらによる地域活性化と健康長寿を実現する。

1) 医療データの利用環境を前倒しで整備

- ・ 個人情報保護に留意しつつ、国・自治体、医療関係者、企業等が連携し、マイナンバーも活用して医療関連データを利用できる環境を早期に整備する。それによって、患者負担の軽減と利便性向上を実現する。

2) 社会保障サービス分野等への多様な事業者の参画の拡大

- ・ 医療等の社会保障サービス分野において民間事業者等の経営ノウハウ・資金等の活用を拡大し、施設の効率的なマネジメントや重症化予防等の新たなサービス提供を加速するため、参入障壁を是正する。医療機関等が積極的に民間事業者と連携できる環境を整備(例えば、一般医療法人に特定の営利性業務を本務として解禁)し、また、多様な事業者の参画を早急に拡大する。

3) 医療関係者の活動範囲の拡大による質の高い産業化促進

- ・ 医療関係職種による民間の健康サービスへの関与を拡大するため、薬剤師・看護師等が行うことのできる業務の範囲拡大等(グレーゾーンの明確化)を推進する。

4) 医療・介護に関連する多様なサービスの充実・拡大

- ・ 地域包括ケアを前提とした在宅医療・介護の拡大に対応して、効率的でニーズに適合したIT、住宅、輸送、飲食(ケータリング含む)等の関連サービスの供給拡大を促進する(過剰な医療給付等をもたらすことのないよう厳正な対応)。

(2) インセンティブを強化する仕組み作り

- ・ 疾病予防・適切な受診行動等の実現には、データ活用の徹底と保険者と被保険者双方の努力を促すインセンティブの強化が不可欠である。また、ニーズに応じた効率的な病床配置等を実現するためには、医療機関を誘導する報酬体系とする必要がある。さらに、データヘルスを推進するとともに、好事例を強力に横展開する。

1) 保険者努力支援制度や後期高齢者支援金制度の見直し

- ・ 保険者による重症化予防、後発医薬品の使用促進、重複受診対策等の取組を強く促すため、保険者努力支援制度、後期高齢者支援金加減算制度の仕組みを大胆に見直し、アウトカム指標に基づく配分を強化する。

2) 健康ポイント付与と保険料の傾斜設定等による予防・健康づくりの推進

- ・ 被保険者に対するヘルスケアポイントの付与、保険者の判断で受診回数等に応じた保険料の傾斜設定が可能となる仕組みの導入等により、疾病予防、健康づくり、後発医薬品の使用促進、適切な受診行動を支援する。

- ・ 介護保険についても、要介護認定率や一人当たり給付費の地域差がより保険料水準に反映される仕組みを構築することにより、保険者(市町村)による介護予防に向けた取組を推進する。

3) 医療機関・介護事業者のインセンティブ強化による病床再編、在宅ケアの促進

- ・ 高度急性期病床や療養病床が過剰となっている背景には、収益の高さがある。ニーズに応じた効果的な病床配置の実現、医療療養から施設療養介護・在宅への促進等のため、診療報酬体系を2016年度から大胆に見直す。
- ・ 地域医療構想(2025年度の医療需要を念頭に置いた病床の機能分化等)を実質的に前倒しする。このため、診療報酬体系の見直しに加え、基金の配分や国民健康保険の財政支援制度についても、改革を行う自治体への重点配分を2015年度から徹底する。また、病床再編・地域差解消を促進するよう、医療費適正化の改革が進まない地域における診療報酬の引下げも活用する。

(3) 地域差の「見える化」と報酬の見直し等による病床適正化等

- ・ これまで進まなかった病床の適正化や入院医療費の地域間格差の是正を確実に進めるため、都道府県別の医療提供体制の差を徹底したデータ分析により一層「見える化」し、適切な体制転換を促す。併せて、大胆な病床再編を可能とする県の権限強化を図る。
- ・ 外来医療費についても、データに基づき地域差を分析し、標準外来医療費を算定できるようにした上で医療費適正化計画に反映し、頻回受診や過剰投薬等を排除する仕組みを構築する。かかりつけ医の普及等により、効果的な医療サービス提供のインセンティブになるよう、外来医療費の窓口負担(受診時の追加負担や保険免責等)の仕組を工夫する。
- ・ 前述の地域医療構想を実質的に前倒しで実現する取組の一環として、ガイドラインも踏まえ、都道府県は一人当たり医療費の地域

間格差を確実に是正していくことを目指し、KPI(病床数、平均在院日数、国保被保険者や後期高齢者の受療率や調剤費等)を定める。国は 2018 年度の間評価段階での都道府県の取組状況を評価し、その評価結果を国から地方への財政移転(補助金・交付金)の配分に反映する。

(4) 資産・遺産の社会還元促進と所得や資産に応じた負担

- ・ 老後扶養の社会化が相当程度進展している実態を踏まえ、資産・遺産を地域の子育て等に社会還元するための環境整備を一層進める。このため、公益信託の仕組みの簡素化、用途の見える化等を進めるとともに、協力者に対する社会的な顕彰を実現する。
- ・ 高額療養費制度や後期高齢者の医療の患者窓口負担については、年齢ではなく所得や資産等の経済力に基づき負担を求める仕組みに転換していく。同様の観点から、以下について検討を進める。介護保険の自己負担上限や2割負担対象者の範囲についても見直す。また、マイナンバーの活用を前提にしつつ、金融資産等の保有状況も考慮して負担能力を判定する仕組みに転換する。さらに、高所得者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付の支給停止を実施する。

(5) 保険収載範囲の見直し

- ・ 保険収載ルール、保険適用範囲について、医療技術や薬の費用対効果に関するエビデンスに基づいて見直す必要がある。このため、中医協の下に設置されている費用対効果評価専門部会の機能を拡充・強化し、生活習慣病治療薬をはじめとする医薬品や技術等の保険収載の適切な事前評価、既収載品の検証を早期に本格導入する。また、医療機関に対する第三者評価を制度的に原則化する。
- ・ 後発医薬品については、現在の傾向と目標(平成 29 年度末に数量シェア 60%)を踏まえ、普及が進んでいるアメリカやドイツ並みの

80～90%程度に目標値を引き上げる。また、平成30年度から保険償還額を後発医薬品価格に基づき設定する。さらに、スイッチOTCが認められた医療用医薬品を含む市販類似薬は保険収載から除外する。

- ・ 介護保険における軽度者（要支援、要介護1・2）に対する生活援助（掃除等）や福祉用具貸与等は、制度の趣旨に照らした利用の検証を行い、保険給付のあり方を抜本的に見直す。通所介護等の軽度者に対するその他の支援については、次期介護事業計画（2018年4月～）より、自治体事業（保険財源による地域支援事業）で実施する枠組みへ全面的に移行し、事業を請け負う企業等の創意工夫と競争を促す。

（6）効率化に向けたその他の取組

1）薬価改定頻度の見直しを含めた診療報酬の適正化

- ・ 医薬品の取引慣行の改善を進めつつ、市場実勢を踏まえた適切な薬価改定を毎年実行する。薬価改定による既存医薬品の価格下落は確実に国民へ還元する。また、報酬本体水準一般について、過年度のデフレ分についての段階的なマイナス調整を次回以降の診療報酬改定に反映するなど国民負担増を抑制する。併せて、個別サービスの報酬単価設定においても、公共料金としての適切な原価算定を基本とし、改定時には需給動向等も踏まえた価格の妥当性の事後検証を行い、適正化を図る。
- ・ 医薬分業と調剤医療費の増大との関係を技術料の推移や調剤薬局の利益率等を含めて分析し、効率的な仕組みに改革することで1.7兆円に及ぶ調剤医療費（技術料）を合理化し、抑制するとともに、効果的な投薬・残薬管理の実現に向けた方策を検討・導入する。

2）介護事業の効率改善と地域包括ケアシステムの構築

- ・ 地域包括ケアシステムの構築に当たっては、地域の特性と実情を踏まえつつも、介護サービス等の大規模化・連携により、効率を改善する。

(7) 医療・介護に関する計画の進捗評価のためのPDCAの刷新

- ・ 今後の医療・介護に関する計画においては、全体及び個別施策の定量的な目標、目標に向けた道筋、具体的方策と責任主体、国民の参加を拡大するための方策を明示し、PDCAをしっかりと進める。

(8) 医療・介護・年金以外の分野の改革

- ・ 生活保護については、景気回復の成果を結びつけるとともに、就労を通じた保護脱却の推進のための仕組みを導入する。また、生活保護制度に対する国民の信頼を確保するため、医療費扶助の更なる適正化、真に必要な保護に向けて、世帯構成、年齢、居住地域毎にきめ細かく検討を行う。

論点1 人生の最終段階における医療・介護のあり方

- ・ 年間死亡者数が120万人を超えるなか、人生の最終段階における医療・介護のあり方は大きな課題である。本人、家族、医師等関係者間で、治療方針について十分な意思疎通を図ることを促すなど、そのあり方について、国民的な議論を喚起することが必要ではないか。

論点2 年金の改革

- ・ 公的年金については、マクロ経済スライドによる調整が景気変動によって先送りされることが極力ないように制度改正を行うべきではないか、また、平均寿命が伸長し、高齢者の就労促進が課題となる中で、個々人の就労から非就労(引退)のタイミングや人口動態の変化を踏まえ、年金受給時期のあり方を検討するべきではないか、との指摘もある。

<社会資本整備>

【基本的な考え方】

公共投資、民間投資を含めた建設投資全体が東京オリンピック・パ

オリンピック後の 2020 年度以降も含め安定するよう、予測可能性を高め、公共投資の進捗を管理することは経済財政運営にとって重要な課題である。また、建設業の人材育成・担い手確保、建設分野のIT化、ロボット導入等を計画的に進めるためにも必要不可欠である。

このため、計画期間中、公共投資は特に、国際競争力の強化、防災・国土強靱化、コンパクト・プラス・ネットワーク、老朽化対策に重点化する。生活密着型の公共施設については、規模の適正化（統廃合・集約化）と機能の高度化（福祉拠点化等）を進める。

老朽ストックの増大に効率的に対応し、維持管理・更新費用の増加をできる限り抑制する必要がある。このため、住宅、上下水道をはじめ、インフラの維持管理・更新に当たって、PPP/PFI 等による民間の人材・ノウハウの活用を最大限進める。さらに、国有・公有資産全般のファシリティ・マネジメントを通じ、公共サービスの産業化を大胆に進める。

【改革の基本方針】

(1) 建設投資の中長期の見通しの下での安定化

- ・ 公共投資、民間投資を含めた建設投資の中長期の見通しの下、今後 10 年程度を見越して、公共投資の重点分野（特に、国際競争力の強化、防災・国土強靱化、コンパクト・プラス・ネットワーク、老朽化対策）について、時間軸、優先度を明示し、国土形成計画や社会資本整備重点計画等に反映する。その際、東京オリンピック・パラリンピックや震災復興に伴う建設投資の変動などを踏まえ、優先度の低い公共事業の実施は 2020 年度以降とすることなどにより、建設投資の安定を目指す。

論点3

- ・ 現在の公共事業の規模を今後とも安定的に確保することが必要との指摘もある。

(2) メリハリのついた公共施設の集約・縮減、長寿命化

- ・ 国のインフラ長寿命化計画も各省縦割りとなる中で、2016 年度までの策定が見込まれる公共施設等総合管理計画をインフラの集約・縮減にまで踏み込んだ計画とするため、関係府省・自治体が連携するプラットフォームを早急に整備する。
- ・ 地方創生の総合計画・総合戦略を自治体が策定する際にも、このプラットフォームを活用する。
- ・ 2016 年度予算から、国による防災・安全交付金等の交付に当たって、インフラの集約・縮減にまで踏み込んだ公共施設等総合管理計画の策定を進める自治体に優先配分し、計画の早期整備を促す。
- ・ 集約・縮減の対象とする公共施設等について、維持に必要なコストの公開、住民の意向調査の実施、利用者負担の引上げや住民からの分担金の徴収(施設を存続する場合)などの手法を活用する。

(3) PPP/PFIの活用等による公的部門の産業化の抜本的推進

- ・ PPP/PFI について、2016 年度までのコンセッション事業の前倒し達成の目標を実現するとともに、それを踏まえ、2022 年度までに10～12 兆円に到達すること等を内容とする現行目標のさらなる拡充を目指す。そのため、上下水道、公営住宅、空港等の社会資本整備・運営に関しては、PPP/PFI の採用を優先し、計画期間内に例えば人口 20 万人以上の地方公共団体(広域自治体を含む)では、公費負担の抑制につながる場合にはPPP/PFIの導入を原則とする。その状況を踏まえつつ、適用範囲を拡大していく。
- ・ PPP/PFI と通常の公共事業の税・財政措置上のイコールフットィング(固定資産税等)をさらに推進するとともに、自治体等に周知し、PPP/PFI による事業の実施が優先されるようにする。その一環として、時間や手間を要するPPP/PFIの手続きの見直しや地域の民間事業者の提案力を高めるための対応を行う。

(4) 維持管理・更新費用の抑制

- ・ 民間人材の活用、包括的委託の拡大、広域的取組の拡大等を通じ、公共施設のメンテナンス産業を育成・拡大する。地方交付税等の仕組みを活用し、自治体の取組を促進する。

(5) 社会資本、国有地・公有地のリサイクルの促進

- ・ 既存の社会資本ストックについて、用途転換を含め有効活用する。また、既存資産の売却益を再投資する仕組みをコンパクトシティ化の取組等に拡大することなどにより、土地の購入費を削減し、歳出を抑制する。

(6) 情報整備・情報公開の推進

- ・ 公的部門の産業化、住民への「見える化」の徹底のため、ストック情報(固定資産台帳を含む地方公会計、公共施設等総合管理計画等)やそれに伴う行政コスト情報(維持管理経費等)の整備・公開を集中改革期間内に進める。
- ・ 特に、一定規模以上の新規のインフラや公共施設等の整備に当たって、経年的な維持管理経費を明示し、人口減少の下でも適切なものかどうかを判断できる仕組みを構築する。

<文教・科学技術>

【基本的な考え方】

児童数や学生数の減少に対応し、学校や大学等の統廃合・再編・連携、ITの活用を進めるとともに、教育全般について、実証科学的な手法によるエビデンスに基づいたPDCAを徹底し、歳出の効率化と教育の質の向上を両立する。

大学等において企業との人材流動化や民間資金の活用を促進するほか、国立大学法人運営費交付金改革を含む大学改革と競争的資金の改革を一体的に進める。

【改革の基本方針】

- (1) 人口減少に対応した学校の統廃合・規模適正化の促進
 - ・ 学校の統廃合の際に時限的に教員加配すること等を通じて、市町村へのインセンティブを拡充する。また、ITを活用した遠隔授業を拡大(高等学校での実施状況の検証を踏まえ、範囲を見直し)し、遠隔地での教員の不足等に効率的に対処する。
 - ・ 国立大学運営費交付金や私立大学等経常費補助金を重点配分し、学生の減少に対応した大学や学部の統廃合・再編・連携を促進する。

- (2) 児童数等の減少に対応した計画的な教員合理化計画の策定
 - ・ 教育の重要性に鑑み、児童の減少や学校統廃合の進展を織り込んだ教員合理化計画の策定、また計画に基づく教員の計画的な採用・育成・配置を促進する。

- (3) エビデンスに基づく歳出の質の向上
 - ・ 教員加配等の効果について科学的な手法に基づき予算と成果をチェックするなど、エビデンスに基づいたPDCAサイクルを徹底する。

- (4) インセンティブ改革による民間資金活用や人材流動化の促進
 - ・ 民間資金の獲得割合(研究費、混合給与等)に応じて国立大学運営費交付金を重点配分する仕組みを導入するほか、全府省の応用研究向けの研究費制度について企業の拠出を求めるマッチングファンド型制度の適用を原則化する。
 - ・ 国立大学に対する個人からの寄附金について、運営費交付金等の効率化・重点化と併せて、所得控除と税額控除の選択制を導入する。
 - ・ クロスアポイントメント制度を通じて、有能な人材の流動化を促すとともに、大学・研究機関と企業をつなぐマッチングプランナー制度等をさらに活用する。

(5) 横断的な調整等による予算の質の向上

- ・ 総合科学技術・イノベーション会議の司令塔機能を強め、概算要求時におけるエビデンスに基づく統一的な評価の強化等を通じて、各府省の予算の重点化、重複排除と連携による効率化を徹底する。
- ・ 研究者等による研究設備の共用を原則化するとともに、府省を超えて研究費の共同使用を可能とすることにより、研究費の効率的使用を推進する。

＜その他の非社会保障分野＞

【基本的な考え方】

その他の非社会保障分野予算に加え、独法・地方独法、公営企業・第3セクターも含め、人口減少などに的確に対応して、聖域なく、制度や予算の在り方を見直すとともに、民営化や民間の人材・資金・ノウハウの活用を推進する。

＜地方行財政改革・地方創生＞

【基本的な考え方】

基本的な認識として、地方交付税交付金や国庫支出金等により国から地方へ大規模な財政移転を続けてきたにもかかわらず、別枠で地方創生予算が必要な事態に至ったことについて反省するとともに、従来の仕組みを踏襲することへの危機意識を国・地方ともに共有し、地方財政の仕組みを変えていく必要がある。

また、人口減少・高齢化の中で、地方公共サービスの需要も大きく変化していくことから、地方自治体が自ら、こうした動きを見越して、大胆な歳出の見直し・効率化を進めるとともに、独自財源や民間の資金・ノウハウ等を最大限に活用し、効率的で質の高いサービスを提供していくことが不可欠である。

このため、国は、行財政データの見える化を徹底すると同時に、業務

の簡素化・標準化のガイドラインを示し、地方公共サービスの基盤を整備する。また、地域経済の再生、歳出効率化・経営効率化への各自治体の努力が報われるよう、交付税、補助金等の制度を見直すとともに、税源偏在の是正に取り組む。自治体の努力と並行して、必要な行政サービスを賄うため、一般財源を確保する。

できる限り多くの地方自治体が不交付団体となり、地域の実情に合致した地方公共サービスを自らの裁量と財源で提供できるようにすることを目指す。

各自治体が策定する地方創生戦略において、近隣と比較した強み・弱み、選択と集中とともに、「公的部門の産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」の視点を盛り込むよう促す。税収の乏しい多くの自治体は財政的に厳しい状況に置かれているが、こうした状況をバネとして、地域の将来に対する危機感を自治体と住民の間で共有し、これらの取組を進めることで、我が国の今後の課題解決のフロントランナーとなることが地方行財政・地方創生において期待されることである。

先駆的事業、優良事業を中心に、地域の個性や強みを活かした地方創生の取組をまち・ひと・しごと創生本部の下で一元的かつ効率的に支援するため、地方交付税のあり方の見直しや各府省の補助金等の整理・縮減等により財源を確保し、新たな交付金を創設する。この交付金、関係補助金、さらには地方交付税等を一体として見直し、その見直しに沿ってPDCAの下で頑張る地方に重点的に配分を行う。

【改革の基本方針】

- (1) 国と地方は財政状況に対する危機意識を共有し、国・地方一体となって財政健全化に取り組む。別枠加算や歳出特別枠について、目標年次を定めて集中改革期間中、できるだけ早期に危機対応モードを

終了させる。

- (2) 地方独法、公営企業、第3セクター等を含め、地方の行政サービスにおいても、公的部門の産業化、インセンティブ改革等の取組を強力に推進する。
- (3) 広域行政化・集約化等により、業務の効率化を進める。また、公営企業の経営効率の見える化を進めるとともに、経営改革が遅れている公営企業について、5年以内の廃止・民営化、PPP／PFIや広域的な連携等も含め、大胆な改革を進める。
- (4) 地方の財政収支が今後黒字化していくと見込まれる中、地方交付税制度について、従来の財源保障機能重視から成果主義重視に転換していく必要がある。地方交付税制度や交付金制度において、地方自治体が、地域経済の再生と財政健全化に取り組んだ成果を反映するインセンティブ措置を拡充する。
- (5) 自治体間での行政コスト比較を徹底し、例えば地方交付税の単位費用を計画期間内に低コスト団体に合わせる(取組の不十分な自治体にとって、予算上不利になる)仕組みを導入し、これを地方財政計画に反映することにより、自治体全体の取組を加速する。
- (6) 交付税等の配分基準を、人口数やストック量に応じたものから、改革の成果や新たな課題により重点を置く方向で見直す(人口減少度合いではなく人口減少の改善を重視した配分、子ども・子育て世代の重視等)。

上記(4)及び(5)の取組とともに、早急に制度の詳細を具体化し、導入時期を明確に示すとともに自治体に準備を促す。新たな仕組みは、遅くとも計画期間中に導入を完了する。

- (7) 国は各自治体の公共サービスのコスト及び施策の効果を計測するパフォーマンス指標(例えば雇用、開業率、健康寿命)を「見える化」し、成果に応じて交付金や国庫支出金等の配分を変えていくPDCAサイクルを実行する。集中改革期間に専門調査会においてその進捗を評価する。
- (8) 国、地方自治体、民間企業等が連携し、マイナンバーの活用やITを活用した業務の簡素化・標準化のガイドラインを速やかに取りまとめる。
- (9) 地方税収が増加するとともに、税源偏在の問題が強まる。これを是正するため、本年末までに抜本的な改革案をまとめ、29年度から実施する。
- (10) 地方自治体における独自課税や超過課税など課税自主権の活用・拡大、ふるさと納税などの仕組みを通じ、自由度の高い資金を活用したサービスの提供を促進する。

論点4 地方交付税

- ・ 今後、地方の財政状況が改善し、不交付団体も増加していくと予想される中、交付税の法定率の見直しも検討すべきではないかとの指摘がある。
- ・ 留保財源率(現状 25%)を 20%にまで引き下げ、交付税総額が増加しない範囲において、財政力の弱い交付団体に社会保障等の財源を確保することにより、現状の自治体間の財政力格差を是正すべきではないかとの意見がある。他方、自治体の財政力向上に向けた取組を抑制するのではないかとの指摘もある。

2. 歳入改革

(1) 歳入増加に向けた取組

【基本的考え方】

「デフレ脱却・経済再生」を加速することにより、経済成長と税収増をより確実なものとする。併せて歳入改革に取り組むことにより、「経済構造の高度化、高付加価値化」等を通じた税収拡大を実現する。また、追加的な歳出増加要因である子ども・子育て新制度に基づく支援の量的拡充及び質の向上については、適切な安定財源を確保しつつ、着実に実施する。

【改革の基本方針】

1) 課税ベースの拡大等による税収拡大の実現

- ・ 企業の新陳代謝、労働の移動を円滑化する取組を強化することにより、企業収益と就業者の所得の増加を支えること等により、「経済構造の高度化、高付加価値化」を通じて新たな税収増を実現する。
- ・ 「公的部門の産業化」や「公共サービスのイノベーション」により、企業等民間の生産に占めるシェアが向上し、課税ベースが拡大することで、新たな税収増に結び付く。

2) 課税インフラの整備

- ・ マイナンバー制度を活用して徴税コストの削減を図るとともに、担税力を適切に捕捉するため、金融及び固定資産情報と所得情報をマッチングする等、マイナンバーをキーとしたデータインフラを早急に整備するとともに、税徴収の適正化を進める。

3) その他(税外)収入の確保

- ・ 国・地方が保有する各種資産の有効活用、不要な資産の売却などにより、税外収入についても安定的に確保していく。

(2) 税制の構造改革

【基本的考え方】

人口動態、世帯構成、働き方・稼ぎ方等、経済社会の構造が大きく変化する中、持続的な経済成長を維持・促進する観点から、税体系全般にわたるオーバーホールを進める。特に、①夫婦共稼ぎで子育てをする世帯にとっても、働き方に中立的で、安心して子育てできる、②格差を固定化せず、若者が意欲をもって働くことができ、持続的成長を担える社会の実現を目指す。

このため、以下の基本方針を踏まえ、具体的な制度設計について速やかに検討に着手し、税制の見直しを計画期間中に行う。

【改革の基本方針】

1) 成長志向の法人税改革

- ・現在進めている成長志向の法人税改革をできるだけ早期に完了する。

2) 低所得若年層・子育て世代の活力維持と格差の固定化防止のための見直し

- ・年齢ではなく経済力を重視する一方、低所得層に対しては、就労意欲の高まる税・社会保険料の負担構造、給付システムとする方向で見直しを進める。

3) 働き方・稼ぎ方への中立性・公平性の確保

- ・女性の活躍推進・子ども子育て支援の観点から、多様化した働き方等への中立性・公平性をより高めるよう、所得税制の見直しを行う。

4) 世代間・世代内の公平の確保等

- ・資産格差が次世代における子女教育等の機会格差につながることを避け、また、老後扶養の社会化が相当程度進展している実態

を踏まえ、資産・遺産への課税を見直すとともに、社会還元(例えば子ども子育て支援のための寄附等)を一層促進する。

5) 地域間の税源の偏在是正

- ・ 地方が自らの責任で地方創生に取り組むためには税財源が必要との考えの下、引き続き税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築する。

3. 資産、債務の圧縮

国、地方が保有する資産(特別会計等を含む)の計画的な売却、有効活用等を進める。売却収入は債務の償還又は追加的に発生する歳出増加要因に有効に活用する。これにより、資産、債務それぞれを圧縮し、そのGDP比をできるだけ抑制する。